

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項の規定に基づいて、令和元年10月15日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「5級」と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2級に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、障害等級を2級に変更することを求めている。

障害等級5級、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第2種についての判定交付に不服とし、審査請求をする。

重度なストレスで心臓の手術を受けないといけない状態までになっている。自宅内でもトイレすら動けず、絶えず安静の状態が続いている。

判定は、上肢及び両下肢の軽度障害とするが、上肢、腰部、下

肢右膝及び下肢左膝の4か所の重度障害であり、障害等級はそれぞれ3級－5級で重複障害であるため、2級を求める。また、第2種ではなく、第1種である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 8月18日	諮問
令和2年10月13日	審議（第48回第1部会）
令和2年11月 2日	審議（第49回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、

東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。また、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る上肢及び下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
1 級	1 両上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能を全廃したもの
2 級	1 両上肢の機能の著しい障害 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害
3 級	3 一上肢の機能の著しい障害	3 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節	4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節

	の機能を全廃したもの	の機能を全廃したもの
5 級	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級		2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものととしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1 級	1 級	18
11～17	2 級	2 級	11
7～10	3 級	3 級	7
4～6	4 級	4 級	4
2～3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「右肩関節拘縮、両膝関節症、腰部脊柱管狭窄症」を原因とする「上下肢機能障害（右肩、両膝関節、両股、両足関節著障）」とされている

(別紙 1・I・①及び②) ことから、本件障害については、上肢及び下肢の機能障害として認定することが妥当である。そこで、請求人の上肢及び下肢の機能障害の程度について、以下検討する。

ア 上肢の機能障害について

本件診断書によれば、請求人の上肢に係る障害名は「右肩関節拘縮」を原因とする「上肢機能障害(右肩)」とされ、総合所見の欄(別紙 1・I・⑤)では、「両肩機能の軽度障害」とされている。そして、筋力テスト(別紙 1・III)では、両肩関節とも屈曲、伸展、外転、外旋がいずれも×(筋力消失又は著減)とされていることから、両肩関節の機能障害と認定することが妥当である。

そして、請求人の肩関節は、関節可動域と筋力テストの欄(別紙 1・III)によれば、左右とも内転が△(能力半減)、内旋が○(能力正常又はやや減)であるが、それ以外(屈曲、伸展、外転、外旋)は×(筋力消失又は著減)とされ、関節可動域も一定程度の制限があること、動作・活動の欄(別紙 1・II・二)によれば、「背中を洗う」は×(全介助又は不能)であるが、それ以外の上肢に関する動作・活動は全て○(自立)であり、目的活動能力は保たれていること、さらに、総合所見の欄(別紙 1・I・⑤)によれば、「両肩機能の軽度障害」とされていること、以上からすれば、請求人の上肢に係る障害は、左右とも一上肢の肩関節機能の軽度の障害と認定するのが相当であり、これは等級表の障害等級 7 級にそれぞれ該当する。

そして、7 級の指数は 0.5 であり、右肩関節の指数 0.5 に左肩関節の指数 0.5 を加算した指数 1 の場合、認定等級は 6 級となることから(上記(1)参照)、請求人の上肢に係る障害は、両肩関節機能の軽度の障害として、障害等級 6 級と認定するのが相当である。

イ 下肢の機能障害について

本件診断書によれば、請求人の下肢に係る障害名は「両膝関節症、腰部脊柱管狭窄症」を原因とする「下肢機能障害（両膝関節、両股、両足関節著障）」とされ、総合所見の欄（別紙1・I・⑤）では、「両股、両膝・・・機能の軽度障害」とされている。そして、関節可動域筋力テスト（別紙1・III）では、両下肢において、股関節、膝関節、足関節とも△（能力半減）又は×（筋力消失又は著減）とされており、参考図示（別紙1・II）でも両下肢全体に感覚障害の記載があることから、3大関節全体に障害が及んでいると判断できる。したがって、請求人の下肢に係る障害は、両下肢全体の機能障害と認定することが妥当である。

そして、関節可動域と筋力テストの欄（別紙1・III）によれば、両股関節の外転、外旋及び内旋（右股関節は内転も）並びに両膝関節の伸展が×（筋力消失又は著減）とされているが、他は△（能力半減）とされ、両下肢の筋力は、一定程度残存すること、また、歩行能力及び起立位の状況の欄（別紙1・II・三）によれば、歩行能力（補装具なしで）は、100m以上歩行不能、起立位保持（補装具なしで）は、10分以上困難とされていること、さらに、動作・活動の欄（別紙1・II・二）によれば、「正座、あぐら、横座り」は×（全介助又は不能）であるが、それ以外の下肢に関する動作・活動は全て○（自立）であり、下肢全体の支持性と運動性は保たれていること、以上からすれば、請求人の下肢に係る障害は、左右とも一下肢の機能の軽度の障害と認定するのが相当であり、これは等級表の障害等級7級にそれぞれ該当する。

そして、7級の指数は0.5であり、右下肢の指数0.5に左下肢の指数0.5を加算した指数1の場合、認定等級は6級となることから（上記(1)参照）、請求人の下肢に係る障害は、両下肢の機能の軽度の障害として、障害等級6級と認

定するのが相当である。

ウ 総合等級

上記ア及びイの障害を総合した請求人の障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとされるものであることから、上肢機能障害（両肩関節機能の軽度の障害）6級の指数1（0.5+0.5）と下肢機能障害（両下肢の機能の軽度の障害）6級の指数1（0.5+0.5）とを合計すると指数2となり、合計指数が2～3の場合、認定等級は5級となることから、総合等級は5級と認定するのが相当である。

- (3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「上肢機能障害【両肩関節機能の軽度障害】（6級）」、「下肢機能障害【両下肢機能の軽度障害】（6級）」として、「障害等級5級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、第3のとおり、本件処分の違法、不当を主張し、障害等級を2級に変更することを求めているが、上記2のとおり、本件処分は、上記1の法令等の規定に則り、適正になされたものと認められるから、請求人の主張には理由がないというほかない。

なお、請求人は、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第2種」と記載されている部分についても不服としているが、当該部分は、請求人に係る障害等級の級別等の内容を踏まえ、参考に記載したものにすぎず、処分庁が行う手帳の交付処分自体の法律上の効果とはいえないものであるから、本件処分に係る不服の理由として取り上げることはできない。

また、請求人は、本件診断書の記載内容についても種々の主張をしているが（第3）、上記2のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2(略)